

審決取消請求事件

[平成27年6月30日判決（知財高裁） 平成26年（行ケ）第10236号](#)

キーワード：訂正請求／新規事項追加

担当 弁理士 秋岡範洋

1. 事案の概要

被告が原告の本件特許に対し特許無効審判を請求したところ、原告は訂正請求をした。特許庁は、訂正のうち一部を認めずに本件特許は無効とする旨の審決をした。原告はこれを不服として審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件特許

発明の名称：車両用指針装置

登録番号：特許第3477995号

出願日：平成8年5月23日

登録日：平成15年10月3日

4. 本件発明（下線部は訂正事項）

目盛り板（20）と、この目盛り板上にて指示表示する指針（30）と、前記目盛り板を光により照射する照射手段（50）とを備えた車両用指針装置において、

車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を、前記キースイッチのオン状態の当該目盛り板照射手段の照射光の初期輝度から徐々に低下させるように制御し、

前記キースイッチのオフに伴い前記目盛り板照射手段の照射光の輝度が徐々に低下している状態で前記キースイッチがオンされると、前記目盛り板照射手段の照射光の輝度を前記キースイッチがオンされるタイミングで零にし、このキースイッチがオンされるタイミングから遅延させて前記目盛り板照射手段の輝度を前記初期輝度に戻すように制御する制御手段（112, 112A, 113, 113A, 121乃至124, 130, 130A）を備えることを特徴とする車両用指針装置。

5. 争点

訂正事項が訂正前の明細書に記載した事項の範囲内であるかが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 本件発明は、車両のキースイッチ（IG）のオフに伴い目盛り板照射手段の照射光の輝度を徐々に低下させるように制御することにより、乗員に対し、指針装置におけるキースイッチのオフ後の斬新な視認性を提供できる、としたものであり、照射手段としては、目盛り板照射手段のみを対象とする発明であると解される。

(2) 本件明細書【0021】においては、目盛り板照射手段の光源50を発光させるタイミングを、指針照射手段の発光素子31の発光のタイミングと比較して遅延させることが明らかにされているが、イグニッションスイッチのオンのタイミングから遅延して初期輝度Aに戻ることについての記載はない。

(3) しかしながら、指針照射手段を構成に含まない本件発明において、イグニッションスイッチのオンではなく、発光素子31の挙動に光源50の挙動タイミングを合わせるべき技術的意義を示す記載はない。また、本件明細書によれば、目盛り板の輝度制御を行う駆動回路90bと指針の輝度制御を行う駆動回路90aが個別に制御されていることが明らかであり、技術的に目盛り板の輝度制御が指針の輝度制御に連携して制御されているわけではないことが理解できる。

(4) イグニッションスイッチIGのオフ後における光源50及び発光素子31の各発光輝度の変化を示す図5には、イグニッションスイッチIGのオン、オフ挙動を示す図の下に光源50（目盛り板照射手段）の発光輝度が、更にその下に発光素子31（指針照射手段）の発光輝度が記載されている。また、図5には、イグニッションスイッチIGのオフを示す線の直下に、それぞれ補助線が引かれ、これを起点に徐々に発光輝度が低下する様子が示されている。この場合において、目盛り板照射手段の発光輝度が徐々に低下するタイミングが、イグニッションスイッチIGのオフにかかっていることは、本件明細書の記載からも明らかである。

(5) 図6においても、図5の場合と光源50と発光素子31の位置を入れ替えることなく、イグニッションスイッチIGの図の下に、光源50の発光輝度、発光素子31の発光輝度を示す記載が順に並べられている。図6には、イグニッションスイッチIGがオフとなり各発光輝度が徐々に低下している際に同スイッチをオンした場合に、その挙動を示す線の直下に補助線が引かれ、光源50はその直下で輝度が零とされ、その補助線からT2遅れたタイミングで初期輝度Aに復帰する一方、発光素子31はその補助線を起点として直ちに初期輝度Aに復帰することが示されている。

(6) 図6の記載に触れた当業者は、図5において目盛り板照射手段の発光輝度が徐々に低下するタイミングをイグニッションスイッチのオフにかからせたのと同様に目盛り板照射手段のみを対象とした本件発明1の構成において、同照射手段の発光輝度が徐々に低下している状態でイグニッションスイッチIGがオンされた場合、これを契機として、光源50の発光輝度が零となり、そこからT2時間経過した後に、その輝度が初期輝度Aに戻ることを読み取るものと認められる。

(7) したがって、付加された構成要件は、図6の記載によって十分に裏付けられていると認められ、訂正事項は、本件訂正前の本件明細書に記載した事項の範囲内でしたものと認められる。

以上